

流山市と契約できない医療機関で妊婦健康診査を受診された場合の助成金の申請（償還払い）

受診票を使用せずに受けられた妊婦健康診査の費用に対し、助成金を交付します。

対象者

流山市に住民登録があり、流山市と契約できない医療機関で妊婦健康診査を受診された方

対象となる妊婦健康診査

助成の回数や金額には上限があり、お一人様につき14回が限度です。

*助成の対象となる健診については、妊婦健康診査内容を参照してください。

妊娠届出前に受診されたものや、基本的な妊婦健康診査の項目以外の内容（ノンストレステスト・テキスト代等）は、助成対象外です。

申請期限

妊婦健康診査受診料の支払いをした日（領収日）から2年以内です。

申請者

申請者は原則、妊婦健診受診者本人に限ります。

申請に必要なもの ①～④が必要です。申請前にご確認ください。

① 流山市妊婦・乳児一般健康診査費用助成金支給申請書

② 妊婦健康診査の領収書及び明細書のコピー（医療機関発行のもの）

※領収書等には下記の事項が記載されていること。

受診者の氏名、医療機関名、受診年月日、領収印等

※レシート等で金額の記載のみの場合は、医療機関等で妊婦健康診査を実施している旨記載しているものが、望ましい。

※明細書がない等、領収書で妊婦健康診査を実施しているか確認できない場合は、市が医療機関に健診内容を確認させていただきます。

※助成対象であるか、判断が出来ない場合は、領収書及び明細書のコピーを全てご提出ください。

※領収書には、領収印が押印してあるかご確認をお願いします。領収印がない領収書は添付書類になりません。

③ 母子健康手帳の妊娠中の経過が記載されているページのコピー

④ 未使用の受診票

※流山市妊婦・乳児健康診査実施に関する規則により、申請に必要です。

申請書には貼り付けず、そのままご提出ください。

申請用紙の交付と申請窓口

* **こども家庭センター母子保健担当(保健センター内)のみで行います。**

窓口申請及び郵送（簡易書留が望ましい）にてご申請ください。

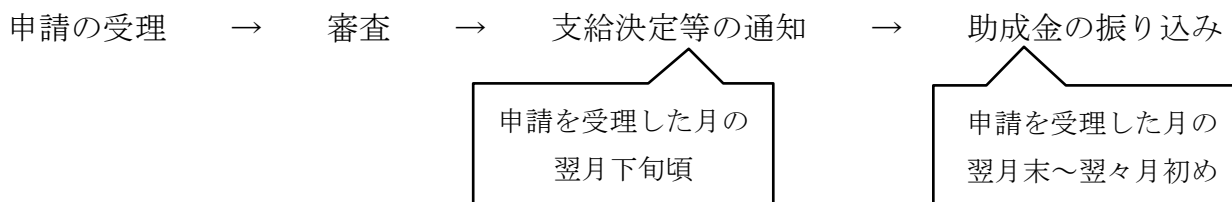
申請書類等が不備な場合は書類を返却します。

助成金の振込み

* 助成金の振込み前に、支給決定等の通知文を送付します。

* 振込先は、原則として申請者（健診受診者）ご本人の口座で、お願いします。

やむを得ず、ご本人以外の口座（旧姓の口座含む）をご指定される場合は、申請書中委任の欄の記入が必要です。



助成金額

【令和6年度～令和8年度 妊婦健康診査の内容一覧】を参照。

記入の際の注意点

※ 署名（自筆）の場合は押印不要です。

※ フリクションインキ等、消せる筆記用具は使用しないでください。

※ 書き間違えた場合

・申請者の印を押印している場合

二重線で取り消し線を引いて、その上に訂正印（申請者欄と同じ印）を押印し正しい内容をご記入ください。

・署名の場合（押印なし）

二重線で取り消し線を引いて、上部に正しい内容をご記入ください。（押印不要）

その隣に申請者のフルネームを自筆で小さくご記入ください。